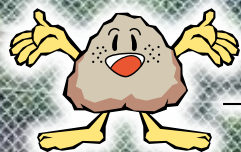


20億年前の石が発見された町

広報



ひちし
HICHISO

2023
(令和5年)

5

No.602



高円宮賜杯 第43回全日本学童軟式野球大会 県大会出場 **坂祝ホワイトセブン** (七宗町・白川町・坂祝町の連合チーム)

統一的な基準による 七宗町「財務書類」の公表について

■財務書類作成にあたって

本町では、平成27年度決算まで「総務省方式改訂モデル」を採用し、資産や債務の情報を公表してきました。しかし、この方式以外にも複数の作成方式があることに加え、同一方式であっても、固定資産台帳の整備状況により資産計上額に差が生じることから、他団体との比較が困難である等の課題がありました。

このようなことから、総務省より、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成し公表するよう要請があり、平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類等の作成と公表を行って参りました。

このたび、令和4年度決算についても、「統一的な基準」による財務書類4表を作成しましたのでお知らせします。

■対象となる会計等

一般会計等財務書類では「一般会計」が対象となり、全体財務書類では一般会計等に加えて公営事業会計の「国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計」が対象となります。

七宗町全体会計

一般会計等財務書類

● 一般会計

公営事業会計

● 国民健康保険事業特別会計 ● 介護保険事業特別会計 ● 後期高齢者医療事業特別会計
● 簡易水道事業特別会計 ● 下水道事業特別会計

貸借対照表 (BS)

これは、地方公共団体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に示すものです。資産・負債・純資産の三つの要素から構成されています。

表の構成は、左側に資産を示し、右側に負債及び資産と負債の差額である純資産を計上しています。

！貸借対照表からわかること

●純資産比率

(純資産÷総資産×100)

=<一般会計等：87.2%>
=<全 体：82.5%>

純資産に対する資産の比率を算出することにより、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により賄われたのかがわかります。この比率が高ければ過去・現役世代の負担が大きいといえます。平均的な値は一般会計等で70.9%、全体会計で65.5%です。

●社会資本形成の将来世代負担比率

(地方債(翌年度償還予定含む)÷固定資産×100)

=<一般会計等：12.5%>
=<全 体：17.9%>

これまで蓄積した固定資産を将来世代でどれだけ負担していくのかがわかります。この比率が高ければ将来世代への負担が大きいです。平均的な値は、一般会計等で29.1%、全体会計で32.3%です。

(単位：百万円)

資産の部 (現在までの累積資産)			負債の部 (将来の負担額)		
	一般会計等	全 体		一般会計等	全 体
1. 有形固定資産	9,496	11,528	1. 固定負債	1,334	2,270
事業用資産	4,091	4,091	地方債	1,177	2,113
インフラ資産	4,949	6,978	退職手当等引当金	35	35
物 品	456	459	その他	122	122
2. 無形固定資産	13	16	2. 流動負債	302	370
3. 投資等	1,779	1,937	翌年度償還予定地方債	238	298
投資及び出資金	23	23	賞与等引当金	46	53
長期延滞債権等	5	8	その他	18	19
基 金	1,751	1,906	負債合計	1,636	2,640
4. 流動資産	1,496	1,625	純資産の部 (現在までの負担額)		
現金預金	143	269	固定資産等形成分	12,639	14,832
基 金	1,351	1,351	余剰分 (不足分)	△ 1,491	△ 2,366
その他	2	5	純資産合計	11,148	12,466
資産合計	12,784	15,106	負債及び純資産合計	12,784	15,106

◆お金の使い道

町が今まで集めたお金、どのように使われたのかを表しています。一番大きいのは道路や水道(インフラ)に約70億円(46%)、次に庁舎や学校といった資産に約41億円(27%)、目的を持った基金が約19億円、財政調整基金が約14億円あり、合計で約33億円積み立てられています。

◆お金の集め方

町が今までどのようにお金を集めてきたのかを表しています。七宗町全体では約26億円(17%)は借金で、約125億円(83%)は皆さんの税金や国や県からの補助金等です。

行政コスト計算書(PL)

これは、1年間の行政活動のうち資産形成に結びつかない行政サービスにかかる経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させたものです。

(単位: 百万円)	一般会計等	全 体
経常費用	3,077	4,143
1. 人にかかるコスト (人件費、退職手当引当金繰入など)	647	702
2. 物にかかるコスト (物件費、減価償却費、維持補修費など)	1,247	1,550
3. その他のコスト (支払利息など)	27	63
4. 移転支出的なコスト (他会計等への支出額、社会保障給付など)	1,156	1,828
経常収益	72	173
使用料・手数料	18	115
その他収益(事業収益など)	54	58
純経常行政コスト(経常費用－経常収益)	3,005	3,970
臨時損益	△ 9	△ 9
純行政コスト(純経常行政コスト－臨時損益)	3,014	3,979

① 行政コスト計算書からわかること

● 受益者負担比率

$$\begin{aligned} & (\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100) \\ & = < \text{一般会計等} : 2.3\% > \\ & = < \text{全 体} : 4.2\% > \end{aligned}$$

コストに対して受益者が負担した割合がわかります。

平均的な値としては、一般会計等で4.8%、全体会計で9.9%です。

純資産変動計算書(NW)

これは、貸借対照表の純資産(資産から負債を除いた額)の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表しているものです。「期首純資産残高」から「純行政コスト」を差し引き、「一般財源及び補助金等受入」を加え、さらに「資産評価替えによる変動額」などを加減算した金額が「期末純資産残高」となります。「期末純資産残高」は、貸借対照表の「純資産」の金額と一致します。

(単位: 百万円)	一般会計等	全 体
期首純資産残高	11,030	12,272
当期変動高	118	194
純行政コスト	△ 3,014	△ 3,979
一般財源(地方税、地方交付税など) 及び補助金等受入	3,164	4,204
その他(資産評価替えによる変動額など)	△ 32	△ 31
期末純資産残高	11,148	12,466

① 純資産変動計算書からわかること

● 行政コスト対税収等比率

$$\begin{aligned} & (\text{純行政コスト} \div (\text{一般財源} + \text{補助金等受入}) \times 100) \\ & = < \text{一般会計等} : 95.3\% > \\ & = < \text{全 体} : 94.6\% > \end{aligned}$$

純行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。

当該比率が100%を上回っていることは、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと(もしくはその両方)を表しています。

平均的な値は、一般会計等で103.5%、全体会計で101.3%です。

資金収支計算書(CF)

これは、資金(現金、預金など)の流れを示すものであり、どのような活動に資金が必要とされ、それがどのように賄われたかがわかるようになっています。

(単位: 百万円)	一般会計等	全 体
期首歳計現金残高	108	215
1. 業務活動収支	716	909
【支出】人件費、物件費、社会保障給付、補助金など	2,448	3,397
【収入】地方税、地方交付税、国県補助金など	3,164	4,306
2. 投資活動収支	△ 454	△ 638
【支出】公共資産整備支出など	622	806
【収入】資産売却収入、国県補助金等、貸付金回収など	168	168
3. 財務活動収支	△ 239	△ 229
【支出】地方債償還額、支払利息など	283	340
【収入】地方債発行収入など	44	111
当期収支額	23	42
期末歳計現金残高	131	257
期首歳計外現金	12	12
歳計外現金増減額	0	0
期末歳計外現金残高	12	12
期末資金残高	143	269

① 資金収支計算書からわかること

● 地方債の償還可能年数

$$\begin{aligned} & (\text{地方債残高} \div \text{業務活動収支額} \\ & \quad (\text{支払利息支出を除く})) \\ & = < \text{一般会計等} : 1.95\text{年} > \\ & = < \text{全 体} : 2.59\text{年} > \end{aligned}$$

地方債を経営的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかがわかります。平均的な値は3年～9年です。

令和4年度 七宗町内 空き家状況のご報告

少子・高齢化の進行やライフスタイルの変化にともない、全国的に空き家の増加が進行しています。本町においても空き家が増加しており、住宅に関する施策を実行する上で、防犯や安全の観点も含め、総合的な空き家対策を推進していくことが課題となっています。



七宗町ではこの1年、9戸が空き家となりましたが、新規で居住されたものが4戸、取り壊されたものが5戸あったため、空き家の総数は令和4年3月時点での総数に対し、増減はありません。

総空き家数 **219戸**

空き家率 **15.4%**

地区名	住宅数	空き家数	注意物件数	空き家増減	空き家率
上麻生地域	(788)戸	110戸	13戸	－3戸	－
神淵地域	(613)戸	109戸	14戸	＋3戸	－
町全体	1,421戸	219戸	27戸	0戸	15.4%

※住宅数は世帯数、空き家数は棟でカウントしています。

※地域別住宅数は自治会に入っている戸数です。

七宗町移住交流サポートセンターでは、空き家等の状況把握に努めています。また、引き続き建物の所有者様に対し、適正な管理のお願いや、空き家バンクの活用促進など、空き家等の有効活用を図ります。

	新規空き家数	住はじめ	取り壊し
令和4年度	9戸	4戸	5戸

※住はじめは、空き家バンク調査における確認数です。

問い合わせ

七宗町移住交流サポートセンター ☎ 48-1799

移住定住奨励金

七宗町では、町内在住者の定住の促進を図るため、令和5年度から【七宗町移住定住奨励金（住宅取得、住宅賃借、住宅改修）】の制度を一部改正致しました。

【七宗町移住定住奨励金の内容】

移住定住

条 件

町外に住む者が、世帯主として町に移住した場合（町に在住していた者が転出し、2年以内に転入した場合を除く）で、世帯主の年齢が50歳以下の世帯に交付する。ただし、世帯主の年齢が51歳以上であっても、中学生以下の子どもが属する世帯はこの限りでない。

奨励金の額

1世帯1年間につき5万円を支給（最長5年間）
最初の1年目は中学生以下の子ども1人につき5万円を加算する。

住宅取得・住宅賃借

条 件

町外に住む者又は町内に在住する利用登録者が、空き家情報バンク制度を利用して、空き家を取得又は賃借し、世帯主として移住又は転居した場合に交付する。（ただし、前住居を空き家にしないこと）

奨励金の額

- 住宅を取得した場合
世帯主が50歳以下の場合購入価格の1/2（上限50万円）を支給
世帯主が51歳以上の場合購入価格の1/2（上限25万円）を支給
- 住宅を賃借した場合
家賃の1/2（上限1万5千円最長3年間）を支給（千円未満を切捨てる）

住宅新築

条 件

町外に住む者又は町内に在住する者が、町内に住宅（第2条第7号）を新築し、町に定住する場合に建築主に交付する。

奨励金の額

町内事業者による新築 ➡ 100万円を支給
町外事業者による新築 ➡ 50万円を支給

住宅改修

条 件

町外に住む者又は町内に在住する利用希望者が、空き家情報バンク制度を利用して、空き家を取得し、当該空き家を改修し、世帯主として移住又は転居した場合に交付する。

奨励金の額

改修費用の1/3（上限50万円）を支給（千円未満を切捨てる）

問い合わせ

七宗町役場 ふるさと振興課 振興係 ☎ 48-2291

＼ 最近のまちの話題をのがさずキャッチする！ ＼

HICHISO DIGEST

ひちそう町ダイジェスト

3月

26

日

七宗町消防団 入退団式

七宗町消防団入退団式が木の国七宗コミュニティーセンターにて開催され、6名の方が退団し、3名が新たに入団しました。

式典では、勤続10年以上で退団された方に感謝状が贈られ、新入団員が「何人も恐れず良心に従って、忠実に消防の義務を遂行することを誓います」と力強く宣誓しました。



4月

7

金

上麻生小学校・神淵小学校 入学式



上麻生小学校



神淵小学校

上麻生小学校と神淵小学校にて入学式が行われ、上麻生小学校7名、神淵小学校8名の元気な新1年生が入学しました。新1年生は緊張した中でも、これからの学校生活に期待を膨らませているようでした。

4月

8

土

甚五郎さくらまつり

神淵寺洞ひろばで、甚五郎さくらまつりを開催しました。会場には、飲食店や雑貨屋の出店があり、多くの方が訪れ、賑わいを見せていました。

会場に設営されたステージでは、飛水太鼓の演技や、バンド演奏などが披露され、来場者は春を感じながら楽しいひと時を過ごしていました。



4月

10

月

百歳のお祝い



百歳を迎えられた井戸みち子さん(本郷下 大正12年4月9日生まれ)のもとを町長が訪れ、井戸さんの長寿を祝福しました。

井戸さんは、以前はよく旅行に出かけられていたと教えていただきました。

町長から、「百歳おめでとうございます。これからも体に気をつけて、いつまでもお元気でいてください」とお祝いの言葉と花束を贈ると笑顔で受け取られました。

4月

13

木

自衛官募集相談員委嘱

4月13日に七宗町役場で七宗町自衛官募集相談員連名委嘱式が行われ、福井克仁さん（本郷下）に町長と自衛隊岐阜地方協力本部長から委嘱状が授与されました。

自衛官募集相談員の方には、自衛隊と地域のかけ橋として、自衛隊の広報活動を行うなど、自衛官の確保にご協力いただきます。



4月

16

日



神測神社例大祭

金幣社神測神社例大祭が、八日市地区を当番区として開催されました。

今年度も昨年と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参列者は地元関係者のみに限定しての開催となりました。

厳粛な雰囲気の中、神官による神事、参列者による玉串奉奠が行われ、とどこおりなく例大祭が執り行われました。

令和5年度 七宗町 消防団本部役員



団 長

田口 秀道



副団長

森 琢己



副団長

長谷部 賢



副団長

中島 祥文

第1分団

分団長

堀部 裕一



副分団長

阿部 佳希

指導部長

加納 和希 中島 健太

ポンプ班長

塚本 康則 加藤 剛史
塚本 達也 阿部 昌樹

第2分団

分団長

山岡 卓矢



副分団長

上野 将房

指導部長

長谷部 勝也 向井 肇伸

ポンプ班長

田尻 宗弘 加納 郁哉
中島 健吾 長尾 祐輝

第3分団

分団長

山口 真樹



副分団長

後藤 淳也

指導部長

石原 啓貴 味藤 健治

ポンプ班長

松山 将之 土屋 寛仁
長谷川 弘樹 長谷部 和也

第4分団

分団長

市川 裕隆



副分団長

岩田 佳希

指導部長

和田 真一郎 長谷川 幸太郎

ポンプ班長

村井 洋尚 後藤 勇人
宮崎 光 古田 翔平

入団者

後藤 司 長谷川 光 鈴木 雄太

退団者

渡辺 成二 塚本 一高 長島 俊裕
立花 直樹 長谷部 勇典 沖山 貴音



ようこそ七宗へ



上麻生小学校



長谷川 秀典 教諭
伊沢 衛 教諭
板津 弘文 校長
中島 美紀子 講師
高橋 良輔 講師
福井 基揮 教頭

神淵小学校



田中 克明 教諭
林 志保 養護助教諭
社本 教恵 校長
廣瀬 賢人 教諭
飯田 隆士 教諭

上麻生中学校



牧野 彰江 教頭
加納 瑠璃 教諭
大島 悠馬 講師
山田 百華 養護助教諭

神淵中学校



松野 真也 教諭
相馬 裕樹 教諭

可茂消防 七宗出張所



副所長 消防司令
美濃輪 伯一



消防司令補
大脇 英法



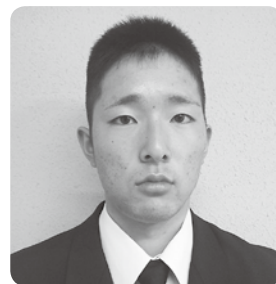
消防司令補
田口 友和



消防士長
曾我 航平



消防副士長
古谷 浩助



消防士
渡邊 晃也



全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設

毎年、6月1日は「人権擁護委員の日」です。

岐阜県人権擁護委員連合会及び七宗町人権擁護委員協議会では、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的に、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

いじめ、体罰、女性や障がい者に対する差別など、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等）、近隣間のもめごと、悩みごとなど、身近なことで困っていることがあれば、人権擁護委員が相談に応じます。

また、相談は無料で秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

- **相談日** 令和5年6月1日(木) 午前10時～正午まで
- **場所** 神淵コミュニティセンター
- **相談担当者** 七宗町人権擁護委員

令和4年度と時間が変更となりました。ご注意ください。

問い合わせ 七宗町役場 健康福祉課 福祉係（生きがい健康センター内） ☎48-1112

「特定健康診査」受けてあんしんプラス！

6月から特定健康診査（国保）が始まります。健康チェックがあなたの生活を守ります。

- **対象** 40歳から74歳で国民健康保険に加入している方
- **検査内容** 問診、身体計測、腹囲測定、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・糖代謝・腎機能等）
心電図検査、眼底検査、尿検査（糖・蛋白・潜血）、医師の診察

● **自己負担金** 500円

● **特定健康診査日程** ＊受付時間：午前8時45分～11時

【木の国七宗コミュニティセンター】 6月13日(火)・14日(水)・15日(木)・16日(金)・18日(日)・21日(水)

【神淵コミュニティセンター】 6月22日(木)・23日(金)・27日(火)・28日(水)・29日(木)

★治療中の方も対象です。治療とともに健診も受けて、自分の身体の様子を見ていきましょう。

★同会場にて胃・肺・大腸・前立腺がん検診・肝炎検査も行います。

★指定医療機関でも特定健康診査が受けられます。医療機関での受診もご利用ください。

★各種健診・検診は「ぎふ健康スポーツポイント事業」の対象事業です。

問い合わせ 七宗町役場 健康福祉課 健康係（生きがい健康センター内） ☎48-1112

加茂休日急患開設の日程

診療所 発熱やケガなど比較的軽い症状に対し、応急的な診療を行います。

月 日	曜 日	医療機関名	所在地	電話番号
5月28日	日	太田メディカルクリニック	美濃加茂市	26-2220
6月4日	日	田原医院	川 辺 町	53-5588
6月11日	日	野尻整形外科	美濃加茂市	25-3500
6月18日	日	中部国際医療センター	美濃加茂市	66-1100

● **診療受付時間** 午前9時～午後4時30分

＊都合により、変更する場合や途中休憩があります。各医療機関にご確認ください。（加茂医師会のホームページでも確認できます）

＊場合によっては、かかりつけ医にご相談ください。

歯 科 急な歯痛や口の症状に対し、応急的な診療を行います。

月 日	曜 日	医療機関名	所在地	電話番号
5月28日	日	からん歯科・矯正歯科&キッズ	美濃加茂市	48-8810
		古瀬歯科医院	八 百 津 町	43-2333
6月4日	日	長江歯科医院	美濃加茂市	26-1952
6月11日	日	中島歯科医院	美濃加茂市	26-0390
6月18日	日	かもの歯科医院	美濃加茂市	28-2341

● **診療受付時間** 午前9時～午後1時

＊都合により、変更場合があります。各医療機関にご確認ください。

問い合わせ 七宗町役場 健康福祉課 健康係（生きがい健康センター内） ☎48-1112

風しんの抗体検査・予防接種を公費で受けられます

2018(平成30)年に風しんの患者数が増加し、その多くは30～50代の男性でした。このうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、これまで公的な予防接種を受けることがなかった世代です。

風しんは、発熱や発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する感染力の強い病気です。特に、妊娠中の女性が風しんに感染すると、お腹の中のこどもに、目や耳などの障がいを含む先天性風しん症候群を生じる可能性があります。

そこで、2019(令和元)年度から、風しんの定期接種を受けていない方を対象に、風しんの抗体検査を受けていただき、十分な量の抗体がない方には、風しんの第5期定期予防接種を受けていただくようお勧めしております。(風しんの追加的対策)

しかし、抗体検査を受ける方がまだ少ないため、今年度も引き続き、対象の方に、無料で抗体検査・予防接種を受けることができる「クーポン券」を発送しました。お届けするクーポン券を利用して、まず抗体検査を受け、抗体検査の結果十分な量の抗体がない方は、風しんの第5期の定期予防接種を受けていただきますよう、お願いいたします。



● 風しん第5期定期接種対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しん対策

検索

問い合わせ 七宗町役場 健康福祉課 健康係(生きがい健康センター内) ☎48-1112

「令和5年度七宗町がん検診等申し込み書」の提出はお済みですか？

七宗町が実施する各種健(検)診は、申し込みをされた方に受診票を送付します。

「がん検診等申し込み書」の提出は、令和5年2月28日までの期限でしたが、申し込み者数が前年度より少なかったため、再度お知らせします。

各種健(検)診を受ける希望のある方で、「がん検診等申し込み書」を提出されていない方は、健康福祉課健康係(生きがい健康センター内)、役場住民課窓口、神測支所に直接提出していただくか、下記までお問い合わせください。



問い合わせ 七宗町役場 健康福祉課 健康係(生きがい健康センター内) ☎48-1112

入札結果報告(令和5年度 第1回)

入札年月日 令和5年4月21日

工事番号等	工事場所等	工事名等	請負金額 A 円	契約年月日	工 期	請 負 者	予定価格 B 円	落札率 A/B
1 教育課 給備第1号	七宗町地内	給食配送車新規購入	6,582,869	令和5年 4月21日	—	(有)村井自動車	7,928,000	83.03%
2 ふるさと振興課 振備第1号	七宗町地内	ふるさと振興課 公用車購入事業	1,885,609		—	(有)村井自動車	2,035,000	92.66%
3 総務課 総備第1号	七宗町地内	公用車(小型乗用車)購入	1,708,300		—	(有)シーエムエス	1,955,000	87.38%
備品計 3 件			10,176,778		—	—	11,918,000	85.39%
合 計 3 件			10,176,778		—	—	11,918,000	85.39%

献血協力をお願い

～ 助けたい 思いが届く 献血で ～

新型コロナウイルス感染症の影響で献血者が減少しています。
皆さんのご協力をお願いします。

● 日時及び場所

令和5年6月13日(火)

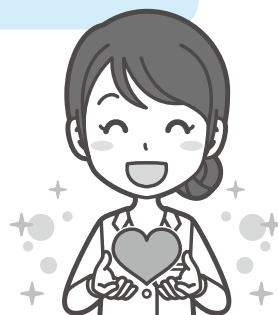
- 午前9時45分～正午まで……七宗町役場西側駐車場
- 午後2時～4時まで……神測コミュニティセンター前

● 持ち物

献血カードまたは、本人確認のできる物（運転免許証、各種保険証など）

● 献血の基準

- ・ 年齢が16歳以上、69歳以下
(65～69歳までの方は、60～64歳までの間に献血経験のある方) で健康な方
- ・ 体重が男性45kg以上／女性40kg以上の方



* 献血に際しての注意事項

- ① 3日間以内に服薬された方や出血を伴う歯科治療（歯石除去含む）をされた方はできません。
ただし、降圧剤や花粉症などの薬については、献血可能なものが多数ありますので服薬された方は「薬品名」を教えてください。（事前に問い合わせいただいても結構です）
- ② 海外旅行から帰国（入国）されて4週間以内の方はできません。
- ③ その他、口内炎や擦り傷、空腹や睡眠不足等、問診時の医師の判断によりできない場合があります。
- ④ 自宅での検温など体調の確認をお願いします。

問い合わせ 七宗町役場 健康福祉課 健康係（生きがい健康センター内） ☎48-1112

自衛官候補生募集について

採用後「自衛官候補生」（特別職国家公務員）に任命され、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念する新しい採用制度です。自衛官候補生として所要の教育を経て3ヶ月後に2等陸・海・空士（任期制自衛官）に任官します。

任期制自衛官とは、陸上自衛官は1年9ヶ月、海上・航空自衛官は2年9ヶ月を1任期（2任期目以降は各2年）として勤務する隊員のことです。教育訓練を受けた後に各部隊・基地等に配属されます。約9ヶ月後、1等陸・海・空士に昇任し、さらに1年後、陸・海・空士長に昇任します。

● 応募資格 18歳以上33歳未満

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。

● 受付期間 年間を通じて受付

● 試験科目 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定*

*経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。

● 試験日程 受付時にお知らせします

● 合格発表 試験時にお知らせします

● 入隊時期 採用予定通知書でお知らせします

問い合わせ 自衛隊岐阜地方協力本部 美濃加茂地域事務所（岐阜県可茂総合庁舎4階）

住 所：美濃加茂市古井町下古井2610-1

連絡先：0574-25-7495 E-mail：minokamo7-gifu@rct.gsdf.mod.go.jp

七宗町雇用促進奨励金交付制度

この制度は、町民を地元で正規雇用従業員として雇用を促進することで定住を促進し、人口減少を抑制するため新規従業員を雇用する事業所及び新規学卒者に対し町が「雇用促進奨励金」を交付する制度です。

●助成を受けることができる事業者（抜粋）

- 町内に本店の住所を有する事業所であること
- 雇用保険及び社会保険適用事業所であること
- 対象従業員を雇用する事業所であること。ただし、新規学卒者の場合は、学校等を卒業した年の6月末日までに雇用していること
- 町税等の納付金を滞納していない事業所であること
- 町から別の補助金や交付金を受けていないこと
- 国の機関及び地方公共団体ではないこと
- 清算、破産、再生、更生、承認援助又は特別清算に関する手続き中ではないこと



●奨励金の対象となる従業員（抜粋）

- 正規雇用従業員として雇用された事業主と同居の親族以外の者であること
- 町の住民基本台帳へ記載があること。町外の者を正規雇用従業員とした場合は、正規雇用従業員とした日から6ヶ月以内に本町の住民基本台帳へ記載されていること
- 過去に奨励金交付に至っていないこと。ただし、交付を受けた後に奨励金を返還されている場合は、奨励金交付に至った正規雇用従業員ではないものとする
- 町税等の納付金を滞納していないこと

●補助金の額

- 雇用した従業員1人につき10万円
- 新規学卒者へ10万円

問い合わせ 七宗町役場 ふるさと振興課 振興係 ☎ 48-2291

電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～6月10日は
電波利用環境保護周知啓発強化期間です

- ◆電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ◆無線機器を使用する際は「技適マーク」を確認しましょう。
- ◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。

不明な点は下記の所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 総務省東海総合通信局

不法無線局の相談 ☎052-971-9107

テレビ等の受信障害の相談 ☎052-971-9648



技適マーク

令和5年 議会だより

第1回 定例会

定例会を3月8日(水)～3月16日(木)開催、提出案件は、専決処分の承認関係1件、人事案件1件、予算関係16件、条例関係9件、協議関係1件、財産関係1件について審議し、それぞれ原案のとおり承認・同意・可決しました。また、議員発議による発議1件についても原案のとおり可決しました。

専決処分の承認関係

承認第1号 専決処分について 令和4年度七宗町一般会計補正予算(第8号)

昨年末の裁判判決により確定した賠償金を支払う経費であります。

歳出	総務費	6万5千円
	予備費	△6万5千円

人事関係

議第1号 七宗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法第423条第3項の規定により、松山成美氏の選任に同意を求めるもの。

予算関係

令和5年度 七宗町予算 ()内は対前年度比

議第2号	一般会計予算	30億6,700万円 (1.9%増)
議第3号	国民健康保険事業特別会計予算	5億円 (2.0%増)
議第4号	介護保険事業特別会計予算	6億3,500万円 (0.8%増)
議第5号	後期高齢者医療事業特別会計予算	8,300万円 (3.8%増)
議第6号	神瀬財産区特別会計予算	150万円 (16.7%減)
議第7号	上麻生財産区特別会計予算	8万円 (-)
議第8号	中麻生財産区特別会計予算	70万円 (677.8%増)
議第9号	簡易水道事業会計予算	5億947万6千円
議第10号	下水道事業会計予算	2億3,324万1千円

令和5年度 主要事業

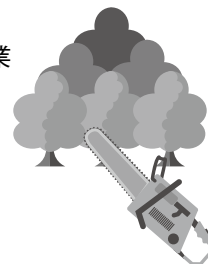
■ふるさと振興課

- ・観光拠点PR事業
- ・森林環境譲与税事業
- ・町分収林事業
- ・林道天王山線待避所設置工事
- ・三年番茶特産品化事業



■建設課

- ・地籍調査業務
- ・岐阜県県管理道沿い樹木伐採事業
- ・ライフライン保全対策関連業務
- ・町道下市場葉津線舗装修繕工事
- ・町道寺洞線災害防除工事
- ・大柿橋修繕工事
- ・飯高橋修繕工事
- ・広域市町村圏整備事業 調査設計委託業務



■住民課

- ・戸籍システムクラウド構築委託業務

■教育課

- ・小中学校統合について
- ・給食運搬車購入
- ・七宗町体育館解体工事設計委託業務



■健康福祉課

- ・子どものインフルエンザ予防接種助成事業
- ・里親事業の啓発、推進

■水道環境課

- ・中麻生地内②-1工区水道管布設替工事
- ・中麻生下地内④-5工区推進工法水道管布設替工事
- ・葉津地内⑥-2・⑥-7工区水道管布設替工事
- ・平地内⑪-1工区水道管布設替工事
- ・上野田橋橋梁添架布設替工事
- ・生活基盤近代化事業詳細設計業務

**議第11号 令和4年度七宗町一般会計補正予算
(第9号)**

一般会計

歳入歳出7,953万1千円減額補正し、

補正後の予算 33億9,565万4千円

歳入	町税	1,471万円
	地方譲与税	△32万6千円
	地方交付税	4,554万4千円
	分担金及び負担金	△109万円
	使用料及び手数料	△28万円
	国庫支出金	△53万7千円
	県支出金	△168万円
	財産収入	16万2千円
	寄附金	400万円
	繰入金	△1億3,984万4千円
	諸収入	371万円
歳出	町債	△390万円
	議会費	△119万5千円
	総務費	△1,586万7千円
	民生費	△1,866万2千円
	衛生費	△803万5千円
	農林水産業費	△1,858万6千円
	商工費	△100万2千円
	土木費	△754万4千円
	消防費	△1,228万8千円
	教育費	△1,395万8千円
	災害復旧費	△12万7千円
	予備費	1,773万3千円

**議第12号 令和4年度七宗町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第2号)**

国民健康保険事業特別会計

歳入歳出328万6千円増額補正し、

補正後の予算 5億3,225万9千円

歳入	国民健康保険税	114万3千円
	繰入金	193万7千円
	諸収入	20万6千円
歳出	総務費	△11万円
	保健事業費	△8万1千円
	予備費	347万7千円

**議第13号 令和4年度七宗町介護保険事業特別会計
補正予算(第3号)**

介護保険事業特別会計

歳入歳出2,377万9千円減額補正し、

補正後の予算 6億7,934万3千円

歳入	介護保険料	△445万1千円
	国庫支出金	△618万3千円
	支払基金交付金	△547万5千円
	県支出金	△300万円
	繰入金	△467万円
歳出	総務費	△107万円
	保険給付費	△1,600万円
	地域支援事業費	△688万6千円
	予備費	17万7千円

**議第14号 令和4年度七宗町後期高齢者医療事業特
別会計補正予算(第2号)**

後期高齢者医療事業特別会計

歳入歳出142万3千円減額補正し、

補正後の予算 8,084万円

歳入	後期高齢者医療保険料	△79万8千円
	繰入金	△92万8千円
	国庫支出金	30万3千円
歳出	総務費	△11万5千円
	後期高齢者医療広域連合納付金	△172万5千円
	予備費	41万7千円

**議第15号 令和4年度七宗町簡易水道事業特別会計
補正予算(第6号)**

簡易水道事業特別会計

歳入歳出2,703万7千円減額補正し、

補正後の予算 2億5,337万1千円

歳入	使用料及び手数料	3万6千円
	分担金及び負担金	66万2千円
	県支出金	△461万9千円
	繰入金	△441万円
	諸収入	△1,380万6千円
	町債	△490万円
歳出	総務管理費	△79万3千円
	維持管理費	△2,624万4千円

**議第16号 令和4年度七宗町下水道事業特別会計補
正予算(第4号)**

下水道事業特別会計

歳入歳出100万4千円減額補正し、

補正後の予算 1億6,378万2千円

歳入	分担金及び負担金	44万9千円
	繰入金	△145万3千円
歳出	総務管理費	3万2千円
	維持管理経費	△103万6千円

議第17号 令和4年度七宗町中麻生財産区特別会計 補正予算(第1号)

中麻生財産区特別会計

歳入歳出62万3千円増額補正し、

補正後の予算 71万3千円

歳入 財産収入 62万3千円

歳出 予備費 62万3千円

※△はマイナス表記です。

条例関係

議第18号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条中の適用及び第5条に適用する号数を変更する条例の改正をするもの。

議第19号 七宗町議会議員及び七宗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本町執行の選挙に係る選挙運動の公費負担算出単価についての条例の改正をするもの。

議第20号 七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政職給料表級別職務分類表に職務を追加する条例の改正をするもの。

議第21号 七宗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

後期高齢者支援分の上限額の引き上げについて、所要の条例の改正をするもの。

議第22号 七宗町体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

令和5年3月31日をもって七宗町体育館を閉館することに伴い条例を廃止するもの。

議第23号 七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

出産育児一時金額の引き上げについて、所要の条例の改正をするもの。

議第24号 七宗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行による子ども・子育て支援法の改正、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理に係る規定の追加及び、児童福祉関係府省令等の一部改正に伴う条例改正を行うもの。

議第25号 七宗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第6条の適用する号数を変更する条例の改正をするもの。

議第26号 七宗町農業集落排水等処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町管理合併浄化槽3基の廃止に伴い条例の改正をするもの。

協議関係

議第27号 可茂消防事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により事務組合の規約を変更することについて同法290条の規定により議会の議決を求めるもの。

財産関係

議第28号 普通財産の無償譲渡について

契約期間終了をむかえる七宗町分収造林の本町収益分について、契約相手方に無償譲渡することについて議会の議決を求めるもの。

議員発議

発議第1号 七宗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について条例を制定することが必要となったため新たに制定するもの。



各議員の採決の状況

	市川 裕隆	上野 和義	大鋸 利光	玉木 幸治	中島 寛直	加納 忠良	福井 徳一	林 茂樹
承認第1号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第1号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第2号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第3号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第4号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第5号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第6号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第7号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第8号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第9号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第10号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第11号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第12号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第13号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第14号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第15号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第16号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第17号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第18号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第19号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第20号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第21号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第22号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第23号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第24号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第25号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第26号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第27号	○	○	○	○	—	○	○	○
議第28号	○	○	○	○	—	○	○	○
発議第1号	○	○	○	○	—	○	○	○

○は賛成 ×は反対 ※中島寛直議員は議長のため、賛否同数の場合以外は採決には加わりません。

議会の動き

2月

- 2日 可茂町村議会議長会及び正副議長研修会 (川辺町)
- 17日 第3回区長会 (木の国七宗CC)
- 22日 議会運営委員会
- 28日 議会全員協議会

3月

- 8日～16日 第1回七宗町議会定例会
- 8日 総務建設常任委員会
- 9日 総務建設常任委員会・教育民生常任委員会
- 10日 総務建設常任委員会
- 15日 可茂地域一部事務組合議会第1回定例会 (美濃加茂市)
- 23日 岐阜県町村議会議長会第4回評議員会 (岐阜市)
- 26日 消防団入退団式 (木の国七宗CC)
- 27日 七宗町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- 29日 可茂地域懇談会 (美濃加茂市)

4月

- 3日 年度始め式
転入教職員宣誓式
- 4日 第1回区長会 (木の国七宗CC)
- 4日～5日 新年度挨拶まわり
- 7日 議会全員協議会
- 12日 青少年育成町民会議運営委員会
- 13日 議会全員協議会
- 16日 神渚神社例大祭
- 20日 福寿会総会 (木の国七宗CC)
議会全員協議会
- 27日 議会報編集委員会

質問 学校統合の進め方について

市川 裕隆 議員



2年前に加納町長となり、学校統合についてはマニフェストには載っていませんでしたが、七宗町の今後の学校の在り方を考える部会を立ち上げ、学校統合だけではなく、子どもたちの教育環境を整備するとのことでした。

この部会における会議をどのくらい行い、どのような経緯で進んできて、ここで学校統合をするという加納町長の発言につながったのかお伺いいたします。

また、議会承認も取れていない状況で統合することを公表し、どれくらい町民の意見を聞き、統合すると言ってしまったのかお答えください。

また、今回の小学校は、ハザードマップ上でイエローゾーンにかかる神淵中学校を利用していくことについて検討されたのか、小中一貫校ではなく、別々に統合することについて、どのような検討を行い、どのような意見を参考にされたのか、ほかにも統合の方法は幾つかあると思いますが、どのような案があり、どのような検討を行い、PTAや親御さんの意見を取り入れ検討を行ったのか、経緯をお答えください。

答弁

教育長 早野 稔

小中学校の児童生徒数は、10年前比で291人から179人となりました。数値で見ると112人減少し、その割合はマイナス38.5%となります。

この状況を鑑み、子どもたちの今後の学ぶ環境づくりのため、令和3年6月、七宗町の今後の学校の在り方を考える部会を役場内に立ち上げ、これまで9回の会議を行ってきました。部会では、過去の統合の流れについてや、15年後の見通しを七宗町学校基本構想について、現状に合う学校の形はどのようなものか、保護者様の思いや考えをどのように反映させるのか、同様に、地域の皆様の思いの生かし方は、また、統合の段取りと見通しは、町としての学校統合の方針をどうするのか、配慮、注意する事項等、様々に話し合いを進めてまいりました。特にこの部会は、七宗町PTA連合会役員、保育園役員、全保護者様、教育委員、七宗町議会議員の皆様への説明の場でもいただいたご意見、どのように生かしたりしていくのか、また、専門委員として七宗町小中学校再編検討委員会を設置し、建物や通学手段、通学規制のある道路の対応等について検討し、具体的対策を具申していただいたりして、根拠を示し会議を進めてまいりました。ハザードマップ上のイエローゾーンに位置する神淵中学校を小学校とすることや、一旦は小学校同士、中学校同士を統合し、複式学級を避ける段階を踏みつつ、小中学校一貫を目指すことなど、ご指摘の内容も含み検討してまいりました。

このような過程を経ながら、町長の方針として、統合の形をお示しました。現在は、その方針の下、保護者様と話し合いをしております。今後も同様に、保護者様とその話し合いや住民説明会等の場を設け、統合にかじを切った場合の様々な内容について、特に児童生徒や保護者様を中心としつつ、対話を進めてまいりたいと考えます。

今後とも、子どもたちの学ぶ環境づくりのため、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

再質問

市川 裕隆 議員

役場内で会議を行ったり、保護者へ説明など、しっかり取り組まれておられると感じます。ありがとうございます。将来ある子どもたちのために、よりよい教育環境を整えていただきたいと思います。今後も、一日でも早く、統合へ向けて住民に対する説明を行い、進めていただきますようお願いいたします。加納町長は、保護者の方々と話し合いを行い、どう思われ、今後の七宗町を担う子どもたちに対しどのようなことをすべきか、町の方針として加納町長の思いを教えてください。

答弁

町長 加納 福明

これまで保護者様と行ってきた学校統合の話し合いを通して、既に神淵小学校で令和3年から始まり、上麻生小学校では令和8年から始まる複式学級を早々に回避し、教育環境を整えてほしいという強い願いを受けました。また、統合を進めるにあたっては、通学手段や学校の安全確保、統合に際しての子どもたちが抱える不安を解消し、特に統合時に受験となる中学校3年生への配慮をお願いしたいという思いをお聞きしました。当然ではありますが、いただいたご意見をなしうよう、全力で取り組みます。

さらに、保護者様から、今統合後も、早い段階で小中一貫校を目指すよう懇願いただきました。子どもたちの学ぶよりよい環境づくりのため、七宗に根差した夢と感動ある学校を目指して努力いたします。

質問者の所見

コミュニティ・スクールなど、地域の方が関わっていける制度なども始まってきておりますので、町長がぶれることなく、リーダーシップを執って粛々と進めていただきますようお願いいたします。

議会としても応援していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問 移住者対策について

市川 裕隆 議員

日本最古の石博物館の一角に移住交流サポートセンターがあります。この2年間で移住につながったサポートについて質問します。人口としては2年間で約300人ほど減少となっており、人口減少が加速しているように見受けられます。サポートセンターとして、移住につながる取り組みはどのようなことを行っていますか。空き家バンクのホームページは変化がないように感じますが、以前質問したときには、空き家の調査を行っているとのことでした。その後の取り組みや成果についてお答えください。

私の知り合いも移住してきましたが、そのサポート体制に疑問を感じております。

移住の奨励金が制度上の問題で利用できませんでした。本当にこのような利用できない制度が必要なのか、この制度に魅力を感じ移住につながっているのか、また、そのPR方法について問題はないと思っているのか。このあたりについて、お考えをお答え願います。

答弁

ふるさと振興課長 林 佳成

近年、新しいライフスタイルの1つとして、地方への移住、定住を検討する方が増えており、地方に人の流れをつくるための国や地方の施策効果もあり、東京一極集中から田園回帰の流れが続いていると感じております。

そんな中、令和3年度から運用を開始しました七宗町移住交流サポートセンターでは、移住促進に向けた情報発信に関することや移住に係る相談、移住、定住のための空き家の利活用や空き家バンクの登録促進に関すること、イベント企画や観光PRを行ってまいりましたが、移住に関しましては週に2、3件の問合せが来ている状況下であり、サポートセンターの役割は今後重要になってくると認識をしております。

特に本町への移住、定住を希望する方に対し必要な情報の提供や支援を行うため、空き家バンク制度を実施しており、その情報提供について、町のホームページ等の内容の充実を図っているところで、空き家を探している方がこのサイトをご覧いただければ、利用・登録方法の一連の手続きが分かるようにしております。

また、建物の写真の更新や掲載枚数を増やしたり、室内の間取り図を手書きから機械的に描いた見やすい図面に変更し、その家の特徴や状況をコメントとして掲載するなど、今まで取り組んでいなかった部分を見直したところです。

最近では、掲載物件の中でも人気のある物件については、内覧希望者を募り内覧会を実施するなど、移住希望者のニーズに応えた対応を行っているところです。

一方、空き家を売りたい方や貸したい方には、申請の仕方はもちろんのこと、住まなくなった家の利用予定のない家を放置することで生じるデメリットをお伝えする取り組みを始め、町ホームページで紹介したり、相談時に説明したりしているところでございます。

以上のような取り組みをしておりますが、登記上の問題や仏壇の問題なども絡み、なかなか空き家の新規登録につながっていないのが現状であると認識しておりますので、引き続き、区長さんらと連携しながら、所有者にアプローチをしてまいりたいと考えております。

また、移住を希望される方へのサポートとして、田舎で暮らす上での地域の習慣や心得を地域の教科書として作成し、移住希望者に配付し、内容を理解していただくことで、移住後のトラブルの回避につながるのではないかと思案をしているところでございます。

今後も、町の情報発信も含め、移住を考えてみえる方の疑問や不安に応え、スムーズな移住ができるような手助けを行ってまいりたいと考えております。

次に、移住定住奨励金の実績ですが、令和3年度の移住定住奨励金は4件、今年度は4件の見込みで、空き家取得については、令和3年度が3件、今年度は2件の見込み、

住宅改修補助金は、令和3年度2件、令和4年度1件の見込み、家賃補助は令和3年度1件、新築住宅補助は令和3年度、令和4年度とも1件ずつの実績でございます。

このように、移住、定住に係る奨励金については、多くの移住者らの一助となっていると認識しておりますが、昨今では奨励金交付要件に適合しない事例が生じる場合があるため、今後は状況に応じた制度の見直しや空き家の利活用に向けた空き家所有者に対する支援についても考えていきたいと思っております。

最後に、サポートセンターのスタッフについてでございますが、元地域おこし協力隊をはじめ、町内を熟知している方、総勢4名で、毎週水曜日と木曜日を除き、1名から2名が常駐しており、引き続き地域の目配り役としてサポート体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

再質問

市川 裕隆 議員

移住対策については改善する余地がまだまだあると感じますが、移住対策について取り組みをされていることがよく分かりました。移住するには、町が受け入れる体制をつくる必要があります。移住者に寄り添ったサポートができるよう期待しております。

空き家バンク制度以外で、移住してきた方の施策や、移住する前に七宗町を知ってもらう取り組みなど、計画がありましたらお答えください。

答弁

ふるさと振興課長 林 佳成

まずは、移住対策について改善する余地があるとのことですが、私自身も、資格のない職員が宅地、建物を取り扱う業務に携わることについて、また、空き家や空き地の紹介と所有者と希望者との橋渡しのみで、契約に至るまでは、あとは当事者同士でお願いしますという現況の体制について危惧しているところでございますが、担当職員は常に改善に向けて取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、空き家バンク制度以外で、移住してきた方への施策や、七宗町を知ってもらうための取り組みなど、計画がありましたらとのことですが、現在、七宗町移住定住奨励事業の中で、空き家バンク制度に関わるもの以外では、1世帯1年間につき5万円を5年間支給する移住、定住に伴う奨励金、移住者が町内の事業者へ依頼して新築した場合には100万円を限度にお支払いし、町外の事業者へ依頼した場合は50万円を限度にお支払いしている住宅新築に伴う奨励金があり、先ほど申し上げましたとおりの支払い実績がございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、昨今では、交付要件に合わない事例や、奨励金を目的にと思えるようなご相談もいただいております。今後は、移住から定住に重きを置き換えた取り組みも必要ではないかと考えて、要綱の見直し等を始めたところでございます。

また、七宗町を知ってもらう取り組みについては、町のホームページでの紹介や、ツイッターやLINEといったSNSを使っているほか、各地で開催される移住、定住に関するイベントや物販イベントでPRをしているところでございます。

なお、令和5年度は、一部、岐阜県からの補助を受けながら、観光拠点PR事業として主要事業に位置づけ、観光パンフレットの改訂やPR動画を作成するための関係機器を整備するよう予算計上をしておりますので、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

いずれにしましても、コロナ禍の窮屈な暮らしの中から脱却を目指し、新たな動き出しを図るため取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

質問者の所見

多くの施策があることを教えていただき、ありがとうございます。

やはり七宗町のまだ魅力を全国に伝え切れていないというところがありますので、そちらのPR活動のほうもしっかりと行っていただきますようお願いいたしますとともに、今住んでいる方も町内事業者と共に潤うような、そういう施策も考えていただけるようお願いいたします。

質問 移動支援について

市川 裕隆 議員

現在、社会福祉協議会が行っている買い物支援バスがあります。

こちらの利用状況を踏まえ、町民のニーズの高さがうかがえると思います。この七宗町に必要な施策として、移動支援というのは重要ではないかと感じております。買い物だけでなく、通院や通学などに利用できると大変便利だと、このような声が聞こえております。いかがでしょうか。町内事業者や団体が移動支援について相談をしたと伺っていますが、事業が行えるよう支援することはできないのでしょうか。

民間だけでは大変厳しい経営になることは以前の質問で理解されていると思います。

この移動支援だけでなく、町民のニーズは本当に届いているのでしょうか。大変疑問に感じます。

近々の課題である移動支援についての考えと取り組みについて、お答えください。

答弁

ふるさと振興課長 林 佳成

高齢者の自動車免許証の返納に伴う移動困難については、買い物に限らず、公共料金の支払いや年金の受領など、大変苦慮していらっしゃる方があるとは認識しております。

また、高校生の通学については、議員が以前に一般質問された中で総務課長から答弁させていただいておりますので、今回は割愛をさせていただきます。

さて、通院、通学に利用できるような移送サービスを町内の事業者や団体が行うに当たり支援ができないかのご質問でございますが、過去には、みのかも定住自立圏事業の中で、飛騨川流域まちづくりの会の皆さんが、同会の会員を限定とした移送サービスを行っていた経緯はありますが、現在は行っておらず、町が要介護者や障害者の方々が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助させていただいている移送サービス以外は実施しておりませんし、町内事業者や団体からのお問合せも特にいただいております、その事業に対する支援事業もございません。

また、移動支援については、今後策定する予定の七宗町公共交通計画の中で、町営バスや福祉バス、買い物バス等を使った新たな交通体系の整備を目指してまいりますので、ご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

質問者の所見

移動支援については、今後、七宗町にとって必要な施策だと感じております。

他市町村で取り組まれているコミュニティタクシーや、住民が参画し、行政と事業者が一体となった移動支援など、様々な取り組みが各地で行われております。

このような取り組みについて支援をしていただき、官民一体となった取り組みを検討していただきますようお願いいたします。

質問 七宗町体育館閉館に至る経過について

福井 徳一 議員



七宗町体育館は、本町が合併して以降、地理的にも中央辺りに唯一建設された施設でございます。昭和54年11月に竣工以来、体育関係だけでなく多目的に使用され、まさに町民触れ合いの場、施設として、その貢献度は偉大であったと先輩方々の努力に改めて感謝の思いでございます。そして、築34年、平成26年には、経年劣化による維持管理費の増加等の理由により、七宗町体育館管理検討委員会として、区長会長さんをはじめ、12の団体の代表者や委員会で検討され、委員長が提言書を町長に提出をされております。

継続するための維持費が増大するも、多目的に利用し町民の交流の場所として存続が望ましいと提言された施設でございます。建築基準法の改正に伴うことが今回の主な要因だとは思いますが、この施設には、多くの方々が集い、そして、現在も利用し続けている団体もあります。閉館に当たり、関係団体等との審議や意見交換など、どのような進め方で決定されたのかを伺うものです。また、今までに施設を利用した町内外の各種団体をはじめ、個人や企業、学校等々、様々な方々に支えられて今まで開館できたこと、先輩方々への配慮はされたのか伺います。この場所は、先輩方々が築いてくれた町民交流の場所です。今後も町民触れ合いの新たな場所となることを希望しますが、町長の考えをお伺いいたします。

答弁

教育課長 佐伯 義 則

町体育館については、開館より町民の健康維持とイベントなどの交流、スポーツ振興や文化の向上のため多くの町民の方々にご利用いただきました。過去にも、増大する維持管理費のため存続について議論されてきた経緯もありながら、使用してきました。

しかし、今回の体育館の閉館につきましては、福井議員の言われるとおり、建築基準法 12 条第 1 項の対象となる岐阜県の基準の改正によることが大きな要因となっております。多大な改修費や維持管理費がかかり、これ以上維持していくことは町にとって困難と考え、閉館を決定しました。

閉館についての各種団体への説明についても、代表者で構成する七宗町スポーツ振興推進協議会や七宗町体育協会、区長会での説明をさせていただきました。また、現在、定期的に利用いただいている団体などには個別に説明し、町内の利用団体については今後の活動の場について協議させていただき、できるだけ利用者の要望に応えるよう進めているところです。今後の町民の新たなふれあいの場につきましては両コミュニティセンターで行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

再質問

福井 徳 一 議員

閉館と決定をされた後の説明会ということで、各種団体やその区長会等々について伺いました。

平成 26 年度には、先ほど述べたように、七宗町体育館管理検討委員会が立ち上げられて、そこで審議され、町民の交流の場所として存続が望ましいとして残されたこと町長もご存じの施設でございます。

現在の閉館も理解できますが、今回は事前になぜ関係団体や各種協会等々に呼びかけ、現状の把握をし、審議検討をされなかったのか、そういったことを伺うものでございます。

また、先ほどの質問と繰り返しますが、町民交流の場所として、この地を今後も町民触れ合いの場として新たな場所となることを望みますが、町長の考えを伺うものでございます。

答弁

町長 加納 福 明

町体育館については、建築基準法第 12 条の第 1 項の調査対象となり、調査結果に対応する修繕費等にかかる多大な費用や毎年の維持管理費にかかる多くの費用を負担していくことは、町の財政面から考えて、修繕して利用し続けていくことは不可能であると判断したため、閉館する町の方針を決めた後で、各種団体等への経緯の説明となりました。

隣接する町民運動場を利用しやすいように工夫をするなどし、あわせて、町民が集える広場的な施設とできるよう考えております。今後の計画については皆さんと考えていきたいと思いますので、ご協力をお願いしますようよろしくお願いいたします。

質問者の所見

この施設、決定をしてからということですので、今までこの体育館は町民触れ合いの場として活躍した、多くの方々の思い出の場所でございます。

町民の代表として、管理運営委員会をしてきた各種団体とその現状を話し合っからのそういった決定をされると、今後のいろんな各種団体の今の活動に支障がなかったんじゃないかなと、速やかな新たな新しい年度への繰越しができたんじゃないかなと思ったわけでございます。

質問 コミュニティーセンターの運営について

福井 徳一 議員

一昨年には、住民の健康を見守る拠点の生きがい健康センターに、住民課の配置転換で、今まで行っていた乳幼児内科健康診査や乳児歯科健康診査等が生きがい健康センターでできなくなり、木の国七宗コミュニティセンターをその都度予約して利用をしております。放課後児童クラブにおいても、そのときの利用状況で部屋を変えながらの利用、神湊コミュニティセンターにおいては、センター長を廃止し、今年4月からは七宗町体育館が担っていた役割を両センターで担うこととなると思うが、地域の皆さんの触れ合いの場であり、生涯学習を実践する施設でもあります。コミュニティセンター、現在のコミセン活動に加えての利用体制となりますが、地域活性化の核となるコミュニティセンターで今後も他の事業等に取り組んでいくのか、利用と運営体制を町長に伺うものでございます。

答弁

教育課長 佐伯 義則

コミュニティセンターの利活用についてのご質問かと思いますが、もともとあった神湊公民館、上麻生公民館は、その利用について、生涯学習など、教育や学びの場としての利用に制限されていましたが、その利用ニーズも変わってきて、あらゆる活動に利用されるようになってきました。

上麻生公民館は、建て替えの際にコミュニティセンターとしました。また、神湊公民館も同様な目的で令和元年度から神湊コミュニティセンターと変更しました。本町には住民が集える施設が少ないため、両コミュニティセンターにその役割を期待するところです。先ほどの質問でも答弁させていただきましたが、体育館が閉館することで、体育館で活動していた方が新たな活動、交流の場としてコミュニティセンターなどへ場所は変わりますが、施設利用に関する調整については管理人が行って

おり、利用者に不便のないよう運営をしてみたいと思います。

今後においても、生涯学習を行う場であることはもちろんですが、町としても様々な事業で活用していきたいと考えておりますし、町民の方々にもいろいろな活動や事業に活発に利用していただき、地域の活性化の中心となる施設として、町民の皆さんが気軽に集える場所となればと考えております。

質問者の所見

この件につきましての質問は、センター長とか管理人とかが運営する等々、答弁がありましたが、コミュニティーセンターとして、地域におけるこの役割が、根底の考え方が私と大きく逸れているところもありますので、またこの件に関しましては改めて質問したいと思います。

質問 子育て世代の現状について

福井 徳一 議員

令和2年度に、子育て支援施設等設備基本構想を策定し、整備するとよいと把握しながらも、令和4年3月議会では、大切な子どもたちを七宗町で子育てをすることに喜びを感じてもらえるように環境の整備に取り組んでいきたいとの答弁でございました。

そして、神湊地区の放課後児童クラブについては、旧そろばん塾での利用を進めているとしながらも、町長はこの場所は仮であるとも言われました。乳幼児の検査等もコミュニティーセンターに移動し、こうしたことが、基本構想、基本計画に基づく整備なののでしょうか。子どもたちの成長過程のその時間一年一年は、心や体の基礎をつくる大切な時間であることは論ずることなくご承知だと思います。子育て支援施設の必要性については十分に認識していると答弁されて1年、どのような施設体制で子育て環境を進めていくのか、現状での取り組みと町長の考えをお伺いするものでございます。

続けてもう1点は、親子教室については、現在、社会福祉協議会が担当していますが、なぜ教育委員会が一括担当しないのか。乳幼児から保育園児、学童、生徒と、教育委員会が発達状況を把握して共有してカリキュラムの参考にしている現状、一旦、社会福祉協議会に委託する必要があるのか、その考えを町長に伺うものでございます。

答弁

教育課長 佐伯 義則

1つ目の質問について、子育て支援施設の整備についてのご質問ですが、本町には現在多くの課題が山積されており、全てをすぐに進めていく財政的余裕がない状況です。子育て支援施設についても、できれば早く取り組んでいきたいところですが、余裕のない状況の中からできる部分を少しでも進めるようにと、現在、神湊コミュニティーセンターで運営している児童クラブを単独施設で利用できるよう、旧そろばん

塾を整備して、春休みから運用を開始するよう準備を進めております。また、今後においては、施設が老朽化している親子教室や保育園内にあるため手狭な子育て支援センターについても、令和2年度の子育て支援施設に関するアンケートのニーズなども踏まえ、町に合った施設について検討していきたいと考えております。子育て支援については重要な課題ですので、十分検討していきたいと思っております。

2点目の質問についてですが、親子教室の事業は、以前は児童福祉担当である住民課が担当しておりました。子育て支援につながるためにということで教育課が担当することになったのだと思いますが、事業内容が療育で児童福祉の関係なので社会福祉協議会へ委託することとなり、現在に至っております。隣の白川町でも、この事業については同様に社会福祉協議会へ委託をされているようです。

再質問

福井 徳一 議員

町長が仮施設と言われた神淵児童クラブ、施設が老朽化している親子教室、保育園内にある手狭な子育て支援センター、これらは令和2年度に行った子育て支援施設に関するアンケートを踏まえ、町に合った支援施設、子育て支援施設については重要な課題としながら、いまだ検討していきたいとの答弁。町長、この現状をどのように捉え、この課題をどのように整備していくのか、いま一度伺うものでございます。

もう1点につきましては、白川町がやっていると言われて七宗もやっているという。

では、川辺町は教育委員会に移行しておる。隣町がどのようなことをやっておられようと、現状に合った進め方、組織でやっていただきたいと、いま一度考えていただきたいと思えます。

答弁

町長 加納 福明

子育て支援施設については重要な課題であると認識しており、七宗町で生活し、子育てする保護者や子どもたちが気軽に集える場所で、利用する方法が使いやすく、憩いの場となるような施設が必要と考えます。

しかし、少子化が進む本町においては、子育て支援用の施設を建設することは財政的に難しいと考えています。今後、公共施設を整備していく際、子育て支援施設も含めた複合施設の整備や公共施設の統廃合による施設の利活用も視野に入れて考えていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

質問 学校編成について

福井 徳一 議員

今年1月1日、町長が防災無線を利用したの挨拶や、1月発行の広報紙等の記載事項や、小学校、中学校の編成や位置決定についての問合せが複数あり、また、本町に

もその問合せがあったと伺っております。町長の発表の内容は、いつ、どこで決定されたのかを伺うところです。学校の設置には設置条例があり、議会の議決が必要と理解をしております。そして、議会提出以前に、保護者の方々をはじめ、地域の方々への説明と理解が必要と思います。現段階は、保護者や地域の方々への説明資料であると報告を受けております。コロナ禍であり、多くの方を一堂に会しての説明や意見交換は無理もあり、小さな集会で回を重ね、理解を求め、そうした場に出される課題こそが理解を深め克服しなければならない大切な議論だと思っております。また、昨年からスタートした今後の学校の在り方について等々の説明会会場での町長の口から発せられる言葉からは、今後の学校の在り方、どのような学校を目指すのか、再編に対する熱が感じられない、そんな言葉も届いております。昭和56年6月の神淵中学校で、当時、校舎の新築を望むアンケート調査の結果から動き出した耐震度調査と統合中学の建設以来、多くの方々が幾度と議論を繰り返され、その都度、トップは苦渋の決断を余儀なくされてきました。子どもたちを取り巻く環境は当時とは大きくさま変わりはしていますが、学校編成の課題に今着手した七宗町の学校を創造するチャンスをつかえ、できる限り多くの方々と議論を重ね、山間の少数生徒の学校だからできる文教施設、それに取り組む町長の熱い思いをいま一度語っていただきたいと思うわけでございます。

答弁

町長 加納 福明

今年1月1日に防災無線を利用して行った新年の挨拶の中で小中学校の再編についてお話しした際、1月発行の広報ひちそうに記載したように、町の再編の方針として、小学校と中学校をそれぞれ統合し、町内に小学校1校、中学校1校として、神淵に小学校、上麻生に中学校を配置する案を進めたいとお話ししなければならなかったところ、町民の皆さんには決定事項のようにお伝えしたことにつきましては深くおわびを申し上げます。現在はまだ保護者様と町の方針について具体的な話し合いを進めている段階で、今後は保護者様の意見を取りまとめ、住民説明会を経て、議会にて七宗町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正に同意していただき、統合にかじを切りたいと考えます。以後、統合準備委員会等を立ち上げ、児童生徒、保護者様、地域住民の皆さんとの対話を大切にしながら意見をお聞きし、山間少数生徒の学校だからできる文教施設であるよう統合をなし遂げたいと思います。

再質問

福井 徳一 議員

町長からも今も語っていただきましたが、今度の学校編成に係るその熱い思いというのを求めたわけですが、なかなかできませんでしたが、山間の少数生徒の学校だからできる文教施設とも言われました。

これはどのような学校か、いま一度お伺いをいたします。

答弁

町長 加納 福明

これまで、七宗町の学校教育は、少人数で、利点であることん子に寄り添う指導を通じて、学力定着支援や一人一人のよさを伸ばす指導に取り組んでまいりました。その成果は、岐阜県教育委員会より高い評価をいただいております。また、個人においても、ものづくりで全国優勝するなど、今年度は教育委員会表彰を17名に授与いたしました。

今後も、子どもたち一人一人への支援を充実させるため、複式学級を回避するための学校統合を行うとともに、ふるさと七宗の教育資源を有効活用し、地域で支え、地域の学校として特色ある教育を推進します。さらに、日本や世界で活躍できる人材を目指して、英語教育やICT教育を先駆けて充実していきたいと考えております。

質問者の所見

まずは現状の複式学級の回避をすることが当面の目標とすることがございますが、しかし、それでは今の町が抱えるこの課題の全ての解決にはなし得ないわけであります。

今の学童、生徒の数を維持し、または増やすための施策も今後は必要となってくると思います。

また、学校ではタブレット、ネット等を利用した教育、あらゆる面において学習に対応できるこうした対応、そしてまた、今、町長も言われましたように、国内外はもとより、そうした交流の輪を持てるいろんな分野での視野を広める学校、そんな体制づくりが必要かと思ひます。

質問 介護支援の施設整備について

加納 忠良 議員



七宗町民の介護支援が必要とする人数及び年代別の内訳についてお答えをください。

現在、介護支援については、七宗町社会福祉協議会や町内の医療機関などで対応されていますが、今後の高齢者人口の増加を考えますと、介護支援を必要とする人口も増加すると考えられます。こうしたことを心配する意見を度々お聞きします。

そこで、サンホーム七宗の敷地内に介護の支援に対応する施設整備を計画することの考えをお伺いします。

答弁

健康福祉課長 田中 るり子

介護支援を必要とする人数と介護支援に対応する施設整備の計画についてのお尋ねでございました。

最初に、支援を必要とする方の人数についてお答えします。令和5年2月1日現在、

介護保険の要支援及び要介護認定者数は321人です。年代別では、69歳以下が8人、70歳代、43人、80歳代、137人、90歳以上、133人となっております。

次に、介護支援に対応する施設整備の計画についてですが、住民基本台帳のデータによりますと、平成30年4月1日現在の65歳以上の人口は1,695人、令和4年は1,625人で、5年間で70人減少しています。また、要支援及び要介護認定者数も、平成30年が354人、令和4年が325人と減少傾向にあります。

このような状況の中で新たな施設整備を計画することは、町民の介護保険料の増額にもつながります。まずは介護予防事業の充実を図るため、健康運動指導士による運動教室や専門医療機関の講師による認知症予防教室の事業等を推進することで、身体機能の維持向上や認知症予防に取り組んでまいります。

また、来年度は第8期介護保険計画の見直しの年に当たりますので、介護を受けておられる方も含めた町民アンケートを実施し、各種事業の評価や施策の検討を行います。

町民の皆様が高齢になっても安心して生活できるようなまちづくりに努めてまいります。

質問者の所見

今後、ますます核家族化が進み、独居老人世帯が多くなることが予想されます。介護支援の施策について、今後充実していただきますようよろしくお願いいたします。

質問 町長のリコール運動について

加納 忠良 議員

町長のリコール運動について、町民の一部の方が行動していることをお聞きしました。加納町長は2年前の選挙にて当選され、現在、4年の任期の中間点であります。こうした状況であるのに、なぜそのような動きがあるのか。

前町長の井戸敬二氏の4期16年間において、実績、評価はどうであれ、こうした町民や議会の動きはありませんでした。

町長も1期4年ごとの選挙により町民の審判を受けます。

加納町長はこうした動きについてどう考えますか。お伺いをします。

答弁

町長 加納 福明

私は、町長の職をいただき、3月末で2年になります。その間、七宗町が少しでもよくなればと考え、町民の皆さんが、まずは安全で安心して暮らしていただくことを一番に考え、少しでも無駄をなくし、必要なことに力を入れて、毎日一生懸命仕事をさせていただいています。

私は、こうした動きがあるとしたなら、とても残念に思います。

また、少ない七宗の子どもたちがいろいろと頑張ってくれているのを新聞、広報などで拝見すると、逆に子どもたちから勇気をいただいて、負けてはなりません。七宗は、今こそ、みんなで力を合わせて前に進まなければいけない時代です。

これからも一生懸命、何ごとにもぶれることなく前向きな姿勢で頑張ってまいります。

質問者の所見

町長の力強い答弁をいただき、町民の皆さんも安心されたことと思います。

今回の町長のリコール運動は、令和4年12月定例会の前にも、町長の不信任決議などの動きが一部の関係者でありました。

前町長を支持する関係者の動きと思われます。

質問 辞職勧告決議について

加納 忠良 議員

私に対する辞職勧告決議に関わる訴訟の控訴審判決が名古屋高裁で確定しました。

控訴審判決が確定し、七宗町が支払った弁護士費用や損害賠償金等は七宗町の予算から支払われます。

こうした事件は、全国の市町村議会において起こっています。埼玉県日高市議会の田中市議、愛知県弥富市議会の加藤市議等とは、こうした問題について、情報のやり取りをしています。

辞職勧告を議決した内容は様々です。何が問題なのかは、市町村議会が成熟しているかどうか重要です。あたかも長老の議員がこれが正当であると裏で議会をコントロールする行動が問題です。

七宗町のこの事件は、当時の井戸敬二元町長、当時議長であった林茂樹議員の責任は非常に大きいと思います。

また、この辞職勧告決議を発議した福井徳一議員は七宗町の監査委員でもあります。こうしたことに適正な判断をされないことは、監査委員として問題であると考えます。

関わった関係者は七宗町の支払った費用を負担すべきであると考えますが、町長の判断、考えをお伺いします。

答弁

町長 加納 福明

私は当時、町会議員で辞職勧告決議案に賛成した4人のうちの1人です。

当時の関係者は、名古屋高裁の判決文を真摯に受け止めてもらいたいと思います。

今回の裁判の費用のうち、新聞等でも公表されました損害賠償金6万4,443円については、対象になる人は責任を認めて当然支払わなければならないと思います。よって、

当時の関係者にて配分等をよく考えていただき、支払いたと思います。また、弁護士費用については49万5,000円を支払い済みです。弁護士費用等の法的義務は町にあります。この事件の道義的責任は議会側にあり、そのことを真摯に受け止め、今後、早急にこの件について検討していただきたいと考えます。

質問者の所見

当時、辞職勧告決議を主導した町議会議員と、決議に賛成した町議会議員は、議決した責任を本会議の場で謝罪をすべきであると考えます。特に、当時議長であった林茂樹議員、また、監査委員の福井徳一議員は謝罪をするべきです。当然、七宗町のこうむった損害は関係者で負担するべきであると考えます。

質問 辞職勧告決議に関わる訴訟の確定について

玉木幸治 議員



この事件につきましては、令和2年7月10日開催の第3回臨時議会において、発議第2号 加納忠良議員に対する辞職勧告決議案が福井徳一議員より提出されました。

私は、この発議に対して、辞職勧告案は不当で、議会が住民の信頼を失う、議員の身分や名誉に深く関わる大変な重い議案であることから反対討論を行い、こうした問題は問題であると発言しました。

決議案採決の結果は、賛成者、福井徳一議員、中島寛直議員、大鋸利光議員、加納福明元議員、4名、反対者2名にて決議案を賛成多数で可決しました。

このことにつきましては、令和2年8月号の広報ひちそうに掲載され、公表されております。

その後、辞職勧告決議の内容における不当性の訴訟が提出された事件であります。

加納忠良議員に対する辞職勧告決議に関する訴訟の控訴審判決が確定しました。

内容は、岐阜地方裁判判決を変更し、令和4年11月18日、名古屋高裁で訴訟の控訴審判決があり、議員の懲罰などを決める議会の権限は議会外の政治的行為の制約にまで及ばないと判決。議会で不許可とされた質問内容を機関紙などに掲載することは議員として許されると指摘し、慰謝料の一部支払いを認めました。と新聞報道されました。

控訴審判決が確定し、七宗町が支払った弁護士費用や損害賠償金等の総額を示していただきたい。

この事件に関わった当時の議長であった林茂樹議員を含め、賛成者の4名は七宗町が支払った費用を負担すべきであると考えます。

また、町民の方々からも負担すべきだと指摘の声も聞いております。

どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

答弁

町長 加納 福明

先ほど、加納忠良議員の回答と同じとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

質問者の所見

この事件については、国家賠償法の第1条、公務員の不法行為と賠償責任、求償権、第2項による、公務員に故意または重大な過失があったときは公務員に対して求償権を有するとなっております。検証、検討すべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、議会においても重大な誤りを含む議案を決議することは議会の品位を貶めることになり、議会が住民の信頼を失っていると思います。

今後、議会における内部規律等を改め、慎重に議会も進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

質問 新型コロナウイルスの影響について

林 茂樹 議員



新型コロナウイルス感染が国内で初めて確認されて3年たちました。全国的には第8波は収束に近づいていると言われています。当町でも感染者数は少なくなっていますが、累計の数は人口の割合には決していいとは言えないと思っております。

そんな中で、政府は5月8日に、今の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方向で検討を進めることになりました。

発生以来、当町でも飲食店を中心に多くの業界が影響を受けました。

また、多数のイベントなどが中止となり、会議や集会も開けなくなったり、規模や参加人員の縮小や減少が続き、当町の活性化も低下したと思っております。

財政的に見ると、イベントや事業の中止や縮小等で支出が減少した面もあると思われますが、活性化の低下による商店の販売の減少等で税収等も減っていると思います。

コロナ禍が来年度予算へどのように影響を及ぼしているか、また、税収等の減少をどの程度見込んでいるかお伺いしたいと思います。

第8波以降、どのようになっていくか、専門家でも予想が全く違っていますのでよく分かりませんが、今後は、ウィズコロナと言われるように、コロナウイルスとどう共存していくかが問われています。

コロナ禍による経済、暮らしに及ぼした影響などを把握するため、実態を調査し、今後に生かす必要があると思います。その上で、コロナ禍で停滞または衰退した当町の活性をどのように図っていくかお伺いしたいと思います。

また、コロナ禍の長期的な影響も考える必要があると思います。

七宗町第五次総合計画では、基本構想と基本計画で構成するとともに、3年間のローリング方式による実施計画が別に策定されています。

計画期間は、平成27年、2015年から令和7年、2025年度までの10年間です。

計画策定時の方針では、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう必要に応じて適宜見直しますとありますが、コロナ感染症対策の影響等による計画の修正や事業内容等の変更などの考えがあるか伺います。

答弁

総務課長 山田 俊也

新型コロナウイルスにつきましては、令和2年4月に初めて国の緊急事態宣言の緊急措置実施区域に岐阜県が指定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活に必要な場合を除いた外出の自粛や大規模イベントの開催等自粛が要請されました。

また、県内の飲食店等においても営業時間短縮等の要請があり、町内飲食事業者も余儀なく行政に協力することとなりました。

それ以来、緊急事態宣言等発表に伴い、10回の飲食店への営業時間短縮要請があり、協力をさせていただきました。

要請に協力をいただいた事業者には、少額ではありますが、町の負担金も含め、岐阜県より協力金が支給されましたが、多くの事業者の方が売上げの減少に影響はあったと察しております。

また、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年より毎年度、3回の町内事業者限定で利用できる地域振興券を配付し、町内飲食店、商店等の売上げの減少を軽減できるよう応援を行ってまいりました。

また、3年間にわたるコロナウイルス流行により、本町の毎年恒例である各種行事や会議につきましても中止や規模縮小の開催となり、町の活性化や住民のつながりなど、若干薄れてきたのも事実であります。

質問にあるように、国の方針が本年5月8日より季節性インフルエンザ相当の5類に変更され、コロナ禍前の状況に変わっていくことを期待しており、本町の令和5年度の各種イベントや会議につきましても予定どおり開催でき、町の活性化につながればと考えておりますが、しばらくの期間は開催時の感染状況等も十分に考慮した上で決定していきたいと考えております。

令和5年度予算への影響につきましては、まず、今回議会にお願いしております令和4年度補正予算の町税につきましては2.7%、約1,500万円の増額でありますし、令和5年度の町税当初予算は前年度比3.5%増額となっており、少しずつ税収等も回復しており、財政的に大きな影響はないと考えております。

また、第五次総合計画におけるコロナウイルス感染症が起因する社会経済状況の影響は少ないと考えており、計画の修正等の変更は行わない方向でおりますので、ご理解をお願いいたします。

質問者の所見

特にコロナに対して、これからどのように対応していくかは非常に難しいと思いますが、やはりまた的確な指導といいますか、指導も難しいとは思いますが、住民が不安にならないような施策を進めていかれたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問

神湊川（新石作橋～松原橋）付近の総合河川公園整備について

大 鋸 利 光 議員



最近、町内においても、子どもたちが外で遊んでいる姿を目にすることがあまりありません。少子化や人口の減少と悟ればそれまでですが、夏鮎の友釣りの時期に釣り人は来ていますし、さらに気温が上がれば町外の親子連れの人たちが涼を求めてあちらこちらで川遊びをする姿を目にします。町内の親子も同様に、河川敷で楽しめる憩いの場があれば最高だと思います。

松原橋下の河川公園整備事業も終了され、きれいに整備されました。

その中ほどには階段も取り付けられ、昇り降りには路肩は崩れることなく便利になりました。そこには注意喚起立て看板が3か国語にてあります。これはごみ放置の看板ですが。現在、追洞新石作付近からライフライン保全対策事業として伐採・搬出事業が令和5年3月24日まで予定されていますが、伐採後の用地活用は何か考えがあるか伺います。

私は上記に述べたように、河川公園として伐採後、土地の有効活用、河川敷を含むその一帯、新石作橋から松原橋の下までを整備して、総合の河川公園として、川に興味を持ち、河川環境への理解やリスクを学び、川でもにぎわい創出ができる自然再生体験等や、人と自然がつながる公園としてログハウスを町のヒノキにて1棟から2棟でも建てて活用されたいと思います。伐採後の活用について町長の考えを伺います。

答 弁

建設課長 山田直光

ライフライン保全対策事業とは、強風、大雪などによる停電及びこれに起因する被害の発生を抑止するため、電線周辺に存在する流木を伐採する事業で、岐阜県及び中部電力の補助を受けて市町村が実施するものです。

ご質問のあった箇所については、ご存じのとおり、県道対岸を中電の電線や電話などの通信線が通っており、電線周りには多くの流木が存在していました。災害時、倒木によるこれら電線の断線リスクを避けるために、このライフライン保全対策事業を活用して、個人所有地の流木を伐採させていただいたものでございます。

ですので、用地におきましては伐採前と変わらず個人の所有地でございますので、用地活用というものについては現時点でございません。

河川公園におきましては、ご質問の中にもあったとおり、今年度、松原橋下の右岸側を整備しました。今後におきましては、来訪者がこちらを大いに利用していただくことを期待しております。

質問者の所見

個人所有の用地ということでしたので、活用は現時点でございませんとお聞きをいたしました。

河川公園におきましては、松原橋下の右岸を整備しました。こちらを大いに利用し、期待をしていると答弁されました。私は、この発言を公的に重く受け止めました。

そして、河川公園利用者としても、右岸整備の今後の対応を期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

健康づくりに取り組もう！

清流の国ぎふ



健康スポーツポイント事業のご案内

七宗町では、町民の自主的な健康づくりの取り組みを応援するため、岐阜県と協働して、「清流の国ぎふ健康スポーツポイント事業」を実施しています。

各種健(検)診の受診、七宗町主催の健康づくり事業への参加、介護予防事業への参加等により、紙シート10ポイント、又はアプリ100ポイントを獲得すると特典(ミナモ健康スポーツカード、健康応援プレゼント抽選申込書)が受けられます。

この機会に健康づくりに取り組んでみませんか。

対象者 20歳以上の町内在住者(対象事業参加時にその事業の対象年齢となる方)

▼ 参加方法 ▼

1 健康チャレンジシートをもらう(又はアプリをインストールする)

- 七宗町役場住民課・神淵支所・生きがい健康センターで配布します。

2 健康づくりに取り組み、紙シート10ポイント、又はアプリ100ポイントを貯める

- 七宗町のポイント対象事業に参加 ※健(検)診ポイントは必ず獲得してください。

3 特典をもらう

- ポイントが貯まったら、健康チャレンジシートに必要事項を記入し、七宗町役場住民課・神淵支所・生きがい健康センターのいずれかに提出すると、ミナモ健康カード(年度につき1人1枚交付)と県の抽選申込書が交付されます。

4 特典を使う

- ミナモ健康スポーツカードを県内各地の協力店に提示することで、様々な特典を受けることができます。(協力店の情報は、県ホームページをご覧ください)
- 県の抽選申込用紙に切手を貼って応募すると、抽選で健康グッズや県特産品が当たります。
※県の抽選応募締切は、**令和6年2月29日(消印有効)**です。

【令和5年度 七宗町のポイント対象事業一覧】

各種健(検)診 [必須]	特定健診・すこやか健診・職場の健(検)診・人間ドック・胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・肝炎検査・子宮頸がん検診・乳がん検診・骨密度検診・歯周病検診(妊婦・成人・高齢者)・結核検診
健康相談	成人健康相談・結果相談会
健康教室	健康クラブ(※)
スポーツイベント	スポーツ広場健康コーナー・レッキーマラソン
介護予防教室	はつらつ貯筋教室(※)・認知症予防教室(※)・お口の健康づくり教室・いきいき料理教室
健康づくり	毎食野菜料理を1皿以上食べる・1日30分以上歩く・体重を測る・食後、寝る前に歯を磨く
その他	献血

(※)は複数回コースの教室です。数回の参加でも紙シート1ポイント(アプリ5ポイント)ですが、5回以上参加で紙シート2ポイント(アプリ10ポイント)付与します。

●アプリのみ毎日の歩数によりポイント付与あり。(①5000歩…1ポイント、②8000歩…4ポイント)

問い合わせ

七宗町役場 健康福祉課 健康係 ☎0574-48-1112

健康だより

／ 今月の健康コラム ／

CKD（慢性腎臓病）を予防しましょう！

CKD（慢性腎臓病）とは、腎臓の働きが健康な人の60%未満に低下するか、あるいはたんぱく尿が出るといった腎臓の異常が続く状態を言います。

CKDの初期には、ほとんど自覚症状がありません。貧血、疲労感、むくみ、だるさ、食欲不振などの症状が現れた時にはすでに病気が進行している可能性があります。そのため、以下のことに気をつけましょう。

塩味に頼らない5つの味を役立てましょう

- ① **うま味を活かす** → かつお節や煮干し、きのこ類などの素材から出る天然のうま味を活かします。
- ② **酸味を楽しむ** → 酢やレモン、ゆずなどの果汁を使って香りを楽しみます。
- ③ **風味を味わう** → ごま油やオリーブオイル、くるみやごまなどで香ばしさやコクをプラスします。
- ④ **辛みをきかす** → 唐辛子やマスタード、こしょうなどは減塩料理のアクセントになります。
- ⑤ **薬味でメリハリ** → しそやハーブなどで味に奥行きをもたせます。また、しょうがやんにくは下味に活用しましょう。

NEATを高めれば生活が運動に変わります

NEAT（ニート）とは、運動以外の日常生活や仕事の中で消費されるエネルギーやその活動のことです。時間がなくても毎日の生活の中で意識して体を使っていけば、運動不足を補うことができます。

- 家事は意識的に体を大きく動かす
- 歯を磨きながらスクワットをする
- テレビを見ながら足上げ運動をする
- 食器を洗いながら足の上げ下げをする
- 昼食後は少し早歩きで散歩をする
- 体が目覚めるラジオ体操を朝の日課にする

疲れ、ストレスをためこまない

「その日の疲れはその日のうちに」「ストレスはこまめに解消」。これが腎臓を守る生活習慣です。ストレスをためこまないことは腎機能の低下だけでなく、さまざまな生活習慣病の予防にもなります。

- 気の合う仲間と楽しいおしゃべり
- 体を動かす（散歩、ストレッチなど）
- 深く、ゆっくり、呼吸を意識する
- 1人の時間で気持ちを落ち着かせる
- 趣味を楽しむ

腎臓は私たちの体にとって大切な働きをしている臓器です。そのため、運動不足、肥満、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣に気をつけてCKDを予防しましょう。

健康カレンダー

健康相談

▼すくすく相談（療育相談）

5月22日(月) 午前10時～正午
生きがい健康センター
《対象児》子どもの発達に心配がある方（希望者）

▼1歳児相談

6月1日(木) 午後1時～3時30分
木の国七宗コミュニティセンター
《対象者》R4. 4. 2～R4. 7. 31生

▼乳幼児・成人健康相談

6月2日(金) 午前9時30分～11時
生きがい健康センター
6月16日(金) 午前9時30分～11時
神測コミュニティセンター

乳幼児：身体測定、育児相談

成人：血圧測定、尿検査、体脂肪測定

保健師、管理栄養士が相談に応じます。

★個別予約制で実施しますので、希望される方は生きがい健康センター内健康福祉課健康係までご連絡ください。

▼母子健康手帳交付

予約制（所要時間1時間程度）
生きがい健康センター内健康福祉課健康係まで
ご連絡ください。
（持ち物）①妊娠届出書
②マイナンバーを確認できるもの
（個人番号カード または 通知カード）
③身分を証明できるもの
（運転免許証 または 保険証等）

健診

▼乳幼児内科健康診査

6月8日(木) 午後1時～3時30分
木の国七宗コミュニティセンター

《対象児》

4～5か月児：R4.1.2.2.8～R5. 2. 8生
7～8か月児：R4. 9.2.9～R4.1.1. 8生
1歳6か月児：R3.1.0.2.8～R3.1.2. 8生
3歳児：R2. 4.2.8～R2. 6. 1生
※対象の方には個別通知をします。

▼幼児歯科健康診査

6月6日(火) 午後1時～3時30分
木の国七宗コミュニティセンター

《対象児》

1歳6か月児：R3. 9. 4～R3.1.0.2.7生
2歳児：R3. 5.1.0～R3. 6. 6生
2歳6か月児：R2.1.1.1.0～R2.1.2. 6生
3歳児：R2. 3.1.7～R2. 4.2.7生
※対象の方には個別通知をします。

教室

▼マタニティクラス①

6月1日(木) 午後1時～3時30分
木の国七宗コミュニティセンター
《対象者》妊婦・妊婦の家族

◎ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

七宗町役場 健康福祉課 健康係
(生きがい健康センター内)
☎48-1112 FAX48-1360

七宗町の人口

人 口	3,344 人	(−14)
男	1,566 人	(− 6)
女	1,778 人	(− 8)
世帯数	1,424 世帯	(− 1)

内 訳	出 生	0 人	死 亡	3 人
	転 入	1 人	転 出	12 人

令和5年5月1日 現在

(外国人を含めた数となっています)

お悔やみ

地区名	死亡者	年 齢	親 族
間 見	長尾 きよ子	86歳	長尾 幸敏



6月の税・料

- 町県民税 第1期分
- 国民健康保険税 第2期分
- 介護保険料 6月分
- 後期高齢者医療保険料 6月分

納期限 令和5年6月30日

※納付は口座振替が便利です

無料相談

人権相談

期 日 / 6月1日(木)
時 間 / 午前10時～正午
会 場 / 神測
コミュニティセンター

法律相談

期 日 / 6月1日(木)
時 間 / 午後1時～4時
会 場 / サンホーム七宗

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。不動産を取得した相続人は、3年以内に相続登記をしなければならないこととされました。放置しておくと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。相続登記はできるだけ早い時期に終わらせておく必要があります。

相続に関すること お気軽にお電話ください

加茂郡七宗町神測14892番地1

司法書士・行政書士 堀部章比己事務所

TEL 0574-46-1152

岐阜県精神保健福祉センター

電話：058-231-9724

平日/午前9時～午後5時(祝日除く)

こころのケア専用ダイヤル

電話：090-5610-7578

月・水・金/午前10時～正午・午後1時～3時(祝日除く)

いのちの電話(一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

電話：0120-783-556

毎日/午後4時～午後9時

毎月10日/午前8時～翌日午前8時

電話：0570-783-556

毎日/午前10時～午後10時



文芸七宗

◆ 一人居の椿咲くかときのふけふ

◆ 水仙の花うっとりときと昼下り

平岡 多寿子

◆ 長旅を癒やすきびたき里閑か

◆ 白木蓮今が見頃か半分咲き

長谷川 美登里

◆ 電線を蹴りてせきれい空の中

各務 明子

◆ 古し家曇りガラスに春の雨

◆ うな重の香の風に乘る春の旅

福井 みな江

◆ 咲きどりに色とりどりのヒヤシンス

◆ 摘み草や嫁に來し地はあづき菜…と

後藤 ひさ

◆ 草刈って変る風景空仰ぐ

◆ 散歩道歩先に消ゆる春の雪

福井 保子

ご入園おめでとうございます！

4月6日(木)に、両保育園で入園式が行われました。第1保育園では、新入園児5名を含めた27名、第2保育園では、新入園児6名を含めた33名の子ども達が保育園生活を始めました。

子ども達はたくさんを経験し、明るく健やかに成長してくれることと思います。ご入園おめでとうございます。



第1保育園



第2保育園

いきいきセミナー開講！！！！

4月21日(金)に木の国七宗コミュニティーセンターにて、いきいきセミナーが開講しました。

初回は開講式を行い年間計画などを話し合った後、リラックスヨガを皆さんで行い、親睦を深めました。

今後はお菓子作りやダンス、町外研修など全8回の講座を通して、心と体の健康づくりを目指し仲間と楽しくを学んでいきます。



開講式



皆さんでリラックスヨガを楽しみました

坂祝ホワイトセブンが軟式野球大会で優勝しました

4月16日(日)に山楠公園グラウンドにて、高円宮賜杯第43回全日本学童軟式野球マクドナルド・トーナメント加茂郡予選が開催され、七宗町、坂祝町、白川町の合同少年野球チーム「坂祝ホワイトセブン」が見事優勝し、6月17日(土)から、西濃地区で開催される県大会の出場権を獲得しました。

県大会でも優勝目指して頑張ってください。

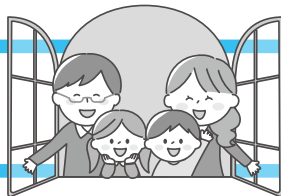


子どもの見まもりの家に参加しませんか

七宗町青少年育成町民会議で「地域全家庭が「子ども110番の家」のような存在になり、さらに地域ぐるみで子どもを見守れないだろうか」という意見が出され、平成18年に「子ども見まもりの家」が生まれました。

現在では、319世帯が「子ども見まもりの家」に登録されています。子ども達の登下校時間にいつもしている「何かのついで」に家の外に出て子ども達を見守っていただくだけでかまいません。「地域で子どもを育て、守る」ために、皆様のご理解ご協力をお願いします。

- ①「子ども見まもりの家」活動に賛同していただける方（家庭）は、教育委員会にある登録用紙に住所・地区名・氏名（家庭代表者）を記入し提出してください。
- ②「子ども見まもりの家」ステッカーを渡しますので、家の玄関等のよく見えるところに貼ってください。
- ③子どもの下校時間に合わせて、「何かのついで」に見まもり活動を展開してください。



毎月第3日曜日は家庭の日です。

お詫び

広報ひちそう4月号掲載のしゃくなげ第553号にて掲載した第22回全国中学生創造ものづくり教育フェアの記事にて、誤りがございました。

正しくは、下記のとおりです。

訂正をさせていただくとともに、生徒及び保護者の皆様にお詫びいたします。

神淵中学校

第22回 全国中学生創造ものづくり教育フェア

木工チャレンジコンテスト
全国大会 \ 文部科学大臣賞 /

木工チャレンジコンテスト
岐阜県大会 \ 準優勝 /

創造アイデアロボットコンテスト
全国大会 \ 出場 /
チーム名「神淵蒼」

【3年生】北野 素乃香 さん

【3年生】堀部 晃之介 さん

【2年生】中島 寛陽 さん

創造アイデアロボットコンテスト 全国大会 \ 出場 /

チーム名「七宗レッキーズ」

【3年生】小川 永翔 さん

【2年生】阿部 光希 さん

【2年生】岸 大社 さん

【2年生】塚本 敢大 さん

【2年生】中田 大護 さん

【2年生】山岡 永和 さん

創造アイデアロボットコンテスト 東海北陸大会 \ 出場 /

チーム名「神淵雲龍」

【3年生】阿部 世蓮 さん

【3年生】山田 穂高 さん

豊かな生活を創るアイデアバッグ
コンクール 全国大会
\ 全日本中学校技術・家庭科研究会長賞 /

豊かな生活を創るアイデアバッグ
コンクール 東海北陸大会
\ 出場 /

あなたのためのおべんとう
コンクール 全国大会
\ 出場 /

【2年生】福井 美咲 さん

【2年生】塚本 莉央 さん

【3年生】戸谷 春奏 さん



岐阜県広報

岐阜県からのお知らせ

点字版・音声版をご希望の方は、県庁広報課へご連絡ください
音声版には、CD（デジ編集）での提供と音声用のテキストデータの配信もあります

今月のピックアップ情報

LINE岐阜県公式防災アカウントを使って大雨シーズンに備えましょう

LINE「岐阜県_公式防災アカウント」を友だち登録すると、トーク画面上でハザードマップや天気予報などをいつでも確認できます。

さらに、設定画面から登録された市町村に応じて、避難情報や気象情報が自動で配信されます。

離れて暮らすご家族などの市町村を最大3つまで選べますので、危険が迫る前に皆さんで声かけを行い、避難できるようにしておきましょう。

● 問／県防災課
☎058(272)8189

命を守る 岐阜県 LINE 検索



● 県の人口
1,937,621人 (1,566人減)

※令和5年3月1日現在
※()内は前月との比較

● 県政広報テレビ番組
「ぎふ県政ほっとライン」

ぎふチャン(8ch) データ放送で
「岐阜県からのお知らせ」も
配信中!

● 「清流の国ぎふ
岐阜県ミナモト」

● 「@Gifu_kouhou」

● ボタンを押して
地元情報をゲット!



子どもを授かりたいお二人を応援します 特定不妊治療費助成事業のお知らせ

不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てる仕組みづくりに役立つことを目的に、保険を適用して行った特定不妊治療費の自己負担分について、10万円を上限に助成します。対象は、令和5年4月1日以降に支払った治療費で、令和5年6月上旬から申請の受付を開始予定です。

- 申込方法／所定の申請書等を窓口へ郵送
- 申込期限／治療終了日の属する年度内
- 申込先／〒500-8384

岐阜県庁内郵便局留

● 問／県子育て支援課母子保健係
☎058(272)1111(代) 内線3542

岐阜県 不妊治療 検索



情報ボックス



県広報は県公式ウェブサイト、広報紙ポータルサイト「マイ広報紙」・「岐阜イーブックス」、広報紙アプリ「マチイロ」でも公開中!
※掲載している二次元コードは、スマートフォンの機種やアプリなどによって、読み込めない場合があります



若きアイデア求む! 花き振興企画コンペティション

県産花き生産振興や活用促進のため、将来を担う若い世代である大学生や高校生等を対象にアイデアを募集します。

- 申込方法／メールまたは郵送(応募用紙・事業計画書は県ウェブサイトから入手可)
- 申込期限／6月30日(金) 必着

詳しくはこちら

● 問／県農産園芸課
☎058(272)8428

ぎふの花き 検索



岐阜県青少年美術展を 開催します

- とき／7月1日(土)～9日(日) 10:00～18:00
※最終日は15:30まで、7月3日(月)は休館
- ところ／県美術館(岐阜市)
- 料金／無料※申込不要
- 問／県文化伝承課
☎058(272)8756

令和5年度岐阜県青少年美術展 検索



拾って、撮って、投稿して 楽しくごみ拾い

岐阜県清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流!～」では、ごみ拾いSNS「ピリカ」と連動し、県内の清掃活動の状況等を「見える化」しています。アプリをダウンロードして、世界の仲間たちと一緒に、身近なところから楽しくごみ拾いはじめてみませんか。

● 問／県廃棄物対策課 ☎058(272)8214

クリーンアップぎふ 検索



ひとりで悩みや不安を抱えている方へ 支援策や相談窓口を準備しています

生きづらさを感じている、生活に困っている、ひきこもり、いじめ、虐待、子育て、ひとり親、DVなど、いろいろな悩みを抱えている方向けの支援窓口を県公式ウェブサイトで紹介しています。ひとりで悩みを抱えず、まずは相談してみてください。

● 問／県地域福祉課 ☎058(272)8435

岐阜県 孤独・孤立 検索

アイコン
説明



催し

募集

資格・研修

その他



岐阜県就職氷河期世代正社員化 促進奨励金の申請を受け付けています

就職氷河期世代の有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用し、厚生労働省のキャリアアップ助成金(正社員化コースまたは障害者正社員化コース)を受給した中小企業事業主に奨励金を支給します。

- 申請方法／郵送(申請書は県ウェブサイトから入手可)
- 支給額／1人当たり10万円
- 申請先・問／県労働雇用課 ☎058(272)8402

R5 岐阜県氷河期奨励金募集 検索

新型コロナに関するお知らせ

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更となりましたが、新型コロナがなくなったわけではありません。県民の皆様には、感染リスクを正しく理解し、引き続き、必要な感染対策をお願いします。詳しくはこちら



【お知らせ】…… 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント等は中止または変更になる場合があります。

この情報は令和5年4月27日現在のものです。
県庁広報課 ☎058(272)1111(代) FAX 058(278)2506

スマホやタブレットで
広報紙が読める



広報紙をPC・スマホで
@マイ広報紙



電子書籍ポータルサイト
@岐阜イーブックス



マチを好きになるアプリ
@マチイロ

月日	曜	木の国七宗コミュニティセンター	神奈川コミュニティセンター	町民運動場
5/21	日		墨の友(日) 8:45～	ホワイトセブン 8:00～
22	月	休館日	休館日	消防操法訓練 19:30～
23	火	託児ボランティア 9:00～ 健康ダンス 14:00～ 学びのとびら Let's Enjoy英会話【初級】 14:00～	給食サービス 9:00～ ゴールドクラブ 19:30～ 子ども会育成会役員会 19:30～ フラダンス(ラウラ) 19:30～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
24	水	主任児童委員会 12:30～ 七宗パソコンサークル 13:00～ 学びのとびら 足ほぐしと肩こり解消ストレッチ 14:15～	給食サービス 9:00～ 歌謡同好会 19:00～ 少年剣道 19:00～	消防操法訓練 19:30～
25	木	ティンカーベル 14:00～ 真向法体操七宗サークル 14:00～ 商工会総会 15:00～	シルバー人材センター会議 墨の友(木) 18:30～	消防操法訓練 19:30～
26	金	真向法体操七宗サークル 13:00～	学びのとびら 己書 13:30～ 飛水太鼓 19:00～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
27	土	学びのとびら 気功教室 13:30～ 交通安全協会 19:00～ 七宗卓球 19:30～	竹の子サークル 13:00～ 少年剣道 19:00～	
28	日	上麻生戦没者遺族会 10:00～		
29	月	休館日	休館日	消防操法訓練 19:30～
30	火	健康ダンス 14:00～ 学びのとびら Let's Enjoy英会話【初級】 14:00～	ゴールドクラブ 19:30～ フラダンス(ラウラ) 19:30～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
31	水	七宗パソコンサークル 13:00～ 学びのとびら リラックスヨガ 19:00～	少年剣道 19:00～	消防操法訓練 19:30～
6/1	木	ダンベル・エアロビ同好会 9:30～ マタニティクラス・1歳児相談 13:00～ 学びのとびら 七宗音頭 13:30～ 青少年育成町民会議指導員定例会 19:30～	農業委員会総会 8:30～ 人権相談 10:00～ 墨の友(木) 18:45～	消防操法訓練 19:30～
2	金	真向法体操七宗サークル 13:00～	飛水太鼓 19:00～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
3	土	七宗卓球 19:30～		
4	日		墨の友(日) 8:40～	
5	月	休館日	休館日	消防操法訓練 19:30～
6	火	幼児歯科健診 12:00～ 健康ダンス 14:00～	ゴールドクラブ 19:30～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
7	水	鏡会 13:30～ 学びのとびら リラックスヨガ 19:00～		消防操法訓練 19:30～
8	木	ダンベル・エアロビ同好会 9:30～ 乳幼児内科健診 12:00～ 真向法体操七宗サークル 14:00～	墨の友(木) 18:45～	消防操法訓練 19:30～
9	金	真向法体操七宗サークル 13:00～	学びのとびら 己書 13:30～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
10	土	学びのとびら 気功教室 13:30～	少年の主張を聞く会 14:00～	
11	日			
12	月	休館日	休館日	消防操法訓練 19:30～
13	火	健康診断 8:45～ 給食サービス 9:00～ 民生委員児童委員協議会定例会 9:00～ 学びのとびら Let's Enjoy英会話【初級】 14:00～	ゴールドクラブ 19:30～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
14	水	給食サービス 8:30～ 健康診断 8:45～ 学びのとびら 足ほぐしと肩こり解消ストレッチ 14:15～		消防操法訓練 19:30～
15	木	健康診断 8:45～ 写真クラブ 13:00～ 学びのとびら 七宗音頭 13:30～ 真向法体操七宗サークル 14:00～	墨の友(木) 18:45～ ヨガ 19:30～	消防操法訓練 19:30～
16	金	健康診断 8:45～ 真向法体操七宗サークル 13:00～	健康相談 9:30～ 飛水太鼓 19:00～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～
17	土	チャレンジクラブ 9:00～ 七宗卓球 19:30～	チャレンジクラブ 9:00～	ホワイトセブン 8:00～
18	日	健康診断 8:45～	墨の友(日) 8:40～	ホワイトセブン 8:00～
19	月	休館日	休館日	消防操法訓練 19:30～
20	火	健康ダンス 14:00～ 学びのとびら Let's Enjoy英会話【初級】 14:00～	ゴールドクラブ 19:30～	グラウンド・ゴルフ 8:30～ 消防操法訓練 19:30～

※5月9日受付分まで

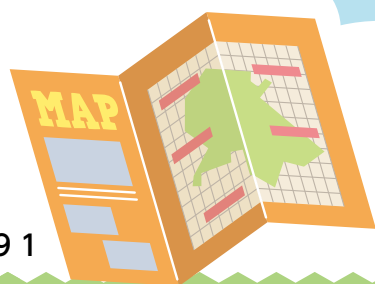


七宗町観光マップリニューアルに伴う 掲載飲食店の募集

町では、今年度七宗町観光マップリニューアル事業を行います。
観光マップへの掲載を希望される飲食店は、下記までご連絡ください。

- 申込期限 令和5年6月15日(木)
- 対象者 町内にて飲食店を経営されている方
(掲載料はかかりません)

問い合わせ 七宗町役場 ふるさと振興課 振興係 ☎48-2291



広報ひちそう・七宗町ホームページに有料広告を掲載しませんか？

七宗町では、広報ひちそう及び七宗町ホームページへ掲載する有料広告を募集しています。
ご自身の会社やお店のPRなどに、ぜひご利用ください。

概要 [広報ひちそう]

- 規 格 1 枠＝縦60mm×横80mm
- 2色刷り
- 掲載位置 町の指定
- 料 金 町内事業者 1ヶ月 1,500円
町外事業者 1ヶ月 3,000円

概要 [七宗町ホームページ]

- 規 格 1 枠＝縦53ピクセル×横170ピクセル
- 掲載位置 町の指定
- 料 金 町内事業者 1ヶ月 2,500円
町外事業者 1ヶ月 5,000円

問い合わせ 七宗町役場 総務課 行政防災安全係 ☎48-1111

令和5年度 広報健康レシピ

＼ 筋肉を作ろう！健康レシピ！

🍷 ツナチーズ焼きおにぎり

手軽なおにぎりですが、筋肉の元となるたんぱく質が豊富なツナや
チーズを加えることによっておやつや軽い食事となります。
野菜スープなど添えていただきます。

- 作り方
- ① ボウルに温かいご飯、水分・油分を切ったツナ缶、ふりかけを
入れ混ぜる。
 - ② ①に7mm角に切ったチーズを入れて混ぜ三角おにぎりを作る。
 - ③ フライパンにサラダ油を薄く引きおにぎりを焼く。
 - ④ 表面にこんがり焼き色が付いたら、しょう油を薄く塗って香ばしく
焼く。

上段：1人分の栄養価 下段：50～69歳 身体活動レベル「普通」の男性1日の栄養必要量

エネルギー	たんぱく質	脂 質	カルシウム	鉄	ビタミンC	塩 分
280Kcal	11.1g	4.1g	79mg	0.9mg	1mg	0.8g
(2,450kcal)	(50g)	(54～69g)	(700mg)	(7mg)	(85mg)	★7.5g未満

★成人女性の塩分は、1日6.5g未満。高血圧の方は6g未満が目標です。



- 材 料 (2人分)
- ・ごはん 茶碗2杯
 - ・ツナ缶 1缶
 - ・かつおふりかけ 適量
 - ・チーズ(溶けないもの) 20g
 - ・しょう油 適量
 - ・サラダ油 適量